

参考資料 5

(7月12日部会に欠席した委員に対し、部会長が総論について確認を行った際のご意見)

「加工食品の原料産地表示制度」に関する諮問(案)について(総論)

2017年7月18日

公益社団法人

消費者関連専門家会議(ACAP)

荻原 葉子

本制度における表示は複雑で、事業者にとっても消費者にとっても非常に分かりにくい。さらに、事業者が本制度を理解して表示を行い、消費者が誤認なく表示内容を理解できたとしても、例外表示から消費者が得る情報が「本当に消費者の自主的、合理的選択に資するのか」については、疑問を呈さざるを得ない。本制度をこの様に複雑・難解にしてしまった要因は、やはり消費者ニーズの詳細な解析も無いままに「全ての加工食品への表示」を前提にし、事業者の実行可能性を考慮したためと考える。

一方で、パブリックコメントや当部会における意見を受けて、諮問の内容が修正され、本制度の消費者への普及・啓発活動として、様々な施策が今後検討されることについては一定の評価が出来る。また、Q&A等を含めた事業者への普及・啓発活動もしっかり行うと聞いている。本制度の導入までの期間に本制度に対する消費者理解の進捗と効果的な普及活動の検証を進め、導入後には本制度を真に消費者が理解し、誤認を誘発せず、自主的、合理的な選択に資するものになっているかを検証すること、その検証結果によっては抜本的な本制度の見直しを実施されることをしっかり監視することが食品表示部会の責務と考える。

導入後の検証時には、各事業者のお客様相談部門に入ってくるお問い合わせの実態も消費者の理解度、活用度、満足度等を調査する対象としてとして頂きたい。また、本当の消費者ニーズがどこにあるのかも検証頂きたい。遺伝子組換えや食品添加物の表示基準の見直しも予定されている中、表示スペースは既に限界にきており、食品表示全体における優先順位を考慮し、原料原産地表示を始め食品安全に直接影響のない表示項目については、インターネットによる表示も可とする様な柔軟な取組みの検討をお願いしたい。

以上